

塩竈市小規模事業者チャレンジ支援補助金のお知らせ

1 事業概要

「小規模事業者チャレンジ支援補助金」は、小規模事業者※の販路開拓や、それに伴う生産性向上に取り組む経費を支援する制度です。

※小規模事業者の定義（申請日時点での従業員数）

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数が	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	常時使用する従業員の数が	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業に限る）	常時使用する従業員の数が	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数が	20人以下

2 補助対象者（以下のすべてを満たしていること）

- （1）市内に主たる事業所等がある小規模事業者であること （2）市税等に滞納がないこと
（3）暴力団員でないこと及び暴力団員等と密接な関係にないこと

3 補助対象事業

- （1）経営計画に基づく販路開拓、（2）販路開拓に伴う生産性向上のための取組

4 補助率・補助金額・補助対象経費

補助率：1/2 補助上限額：40万円以内

・補助対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、賃借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費

消耗品や汎用性のある備品購入は対象となりません。シャッター・オープン事業費補助金や小規模事業者サポート補助金の交付を過去に受けた方には一部制限があります。詳細は、応募要領をご確認ください。

5 対象事業の実施期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

6 募集期間

令和7年11月4日（火）から令和7年12月5日（金）までに必要書類を下記宛てに届け出てください。

7 受付場所

商工観光課 壱番館2階（本町1-1）8:30から17:00まで ※土日、祝祭日を除く。

なお、相談等で来庁される際は、事前にお電話にて連絡願います

8 その他

申請にあたり、「認定経営革新等支援機関による支援証明書」が必要となりますが、塩釜商工会議所では会員・非会員を問わず計画書の作成にかかる相談ができます。

（塩釜商工会議所 電話：022-367-5111 平日 9:00～17:30）

応募要領や申請書類は塩釜市のホームページに掲載するほか、塩釜市産業建設部商工観光課に設置しております。

問い合わせ

塩釜市産業建設部 商工観光課 商工港湾係 電話：022-364-1124